

国民健康保険において交付金の減額につながる懸念のある
保険者努力支援制度を導入しないことを求める意見書

国は、国民健康保険について、各自治体における医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援を行うため、その取り組み状況に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度を実施してきた。

保険者努力支援制度は、各自治体の取り組みを様々な評価指標を用いて評価するものであるが、2020年度から、特定健診・保健指導の受診率や自治体の一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入の解消状況等について、評価指標においてマイナス点が設定される予定であり、自治体の取り組み状況によっては交付金が減額される懸念がある。

特に、自治体における一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入については、全国的に厳しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険財政を支えることを目的に自治体が独自に行っているものであり、評価指標においてマイナス点が設定されるとなると、自治体の法定外繰入の是非に影響を与え、ひいては、国民の命と健康、暮らしに直結する国民健康保険料の増額につながる恐れがある。

これらのことから、国民健康保険については、交付金の減額や保険料の増額を招く懸念のある「保険者努力支援者制度」に依拠することなく、国庫負担額の引き上げなど国の責任と負担において、国民健康保険財政の拡充・強化を図るべきである。

よって、国会及び政府においては、国民健康保険において、国から自治体への交付金の減額につながる懸念のある保険者努力支援制度を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）日本共産党所属議員全員